

第 6160 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 3月15日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 確定申告書の提出が期限内にできない場合

**Q**：昨年末に、主人が交通事故に遭い入院して以来、起き上がることもできない状態です。私は事業のことはよくわからないので、主人の確定申告をすることができません。この場合、どうしたらいいですか？

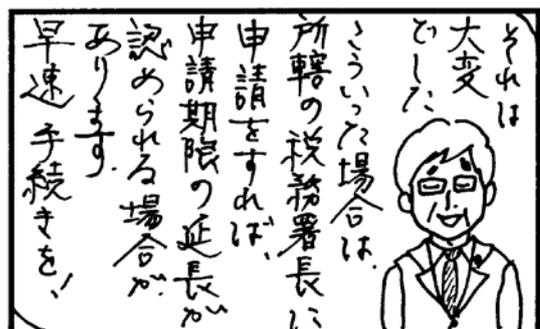
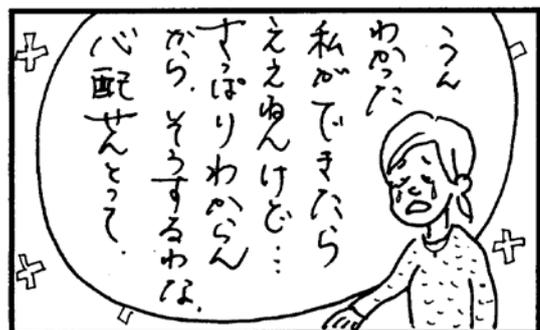
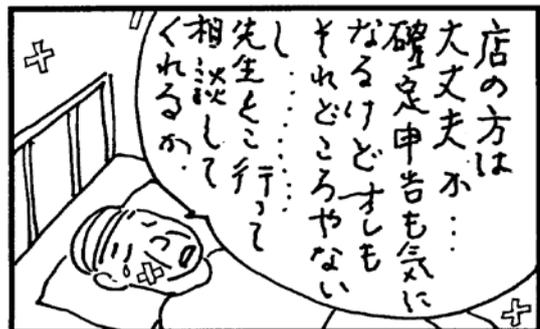
**A**：税務署長に申請をすれば、申告期限の延長が認められる場合があります。

### 【解説】

所得税では、申告期限内に申告・納付をすべきとされていますが、災害その他やむを得ない理由によって期限内に申告等ができないと認められるときは、税務署長等は、その理由のやんだ日から2ヶ月以内に限り、その期限を延長することができることとなっています。この場合の「災害その他やむを得ない理由」とは、次のようなものをいいます。

- (1) 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷地滑りその他の自然現象の異変による災害
- (2) 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害
- (3) 申告等をする者の重疾病、申告等に用いる電子情報処理組織で国税庁が運用するものの期限間際の使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

あなたのご主人の場合、交通事故のため申告等ができないということですので、税務署長に「所得税の申告等の期限延長申請手続」の申請をして認められれば申告期限の延長が受けられます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】